

兵庫県警察職員相談規程の運用について（例規）

昭和53年1月10日

兵警厚例規第1号警察本部長

兵庫県警察職員相談規程（昭和53年兵庫県警察本部訓令第1号。以下「規程」という。）を制定し、昭和53年2月1日から施行することとしたが、その制定の趣旨、基本方針及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるから、これが適正な運用について遺憾のないようにされたい。

記

第1 規程制定の趣旨

従来の生活相談制度は、兵庫県警察職員の私生活上の悩み、不安等を解消し、職員の生活の安定と健全化を図り、職場における人間関係の改善と勤務意欲の増進によって、職務能率の向上に資することを目的として実施してきたところであるが、社会情勢の推移に伴う価値感の変化と併せて、身上監督との混同、秘密の保持に対する不安、相談による不利益取扱いの懸念などから、その機能が十分発揮されていないきらいがみられたので、これらの弊害を是正し、明朗にして強固な警察組織づくりに寄与し得るよう、新たに規程を定めたものである。

第2 基本方針

1 相互共済の理念

職員相談制度は、職員が持つ不安や悩み等を早期に解消し、士気の高揚を図ろうとするものであるから、職員が自らの意思で気軽に相談できるよう体制を整備するとともに、その運用に当たっては、職員相互が理解を深め、愛情と友情のきずなで結ばれた暖かい人間関係を基盤とした相互共済の理念で臨まなければならない。

2 監督との関係

職員相談制度は、監督者が職務として行う相談とは別個のものであるから、職員が相談員等に対し、相談を申し出たことにより、勤務上、身分上いささかの不利益な扱いも受けるものではない。

しかし、この両者は、互いに補完しあい調和を保ちながら職員の悩みや不安を解消すべきものである。

また、監督者が職務上行う相談については、職員相談制度の発足によってなんら変わるものではないので、監督者は、従来どおり適切な助言指導に努めるとともに、いやしくも相談員等に対し相談内容について立ち入った質問をすることは、厳に慎まなければならない。

第3 運用上の留意事項

1 相談員の指名等

(1) 所属長は、相談員を指名するに当たっては、職階、年齢、性別等にこだわることなく、職員の信望が厚く人格識見ともに相談員としてふさわしい者を選ぶこと。

(2) 所属長は、相談員の指名に先立って厚生課長と協議する場合は、基準人員の倍数を選出すること。

2 相談員会の運営

相談員会は、相談員の資質の向上と相互連絡を図るため、次により開催すること。

- (1) 相談員会はおおむね3箇月に1回以上開催する。
- (2) 所属長は、相談員会の開催について便宜供与する。
- (3) 必要により、専従相談員又は専門相談員の出席を求めることができる。

3 特異事案の処理

相談員等は、相談の過程において、相談者自らが規律違反等の事実を申し出たとき、又は相談内容が規律違反等に触れると認めるときは、相談者に対して、順序を経て直属上司に報告するよう助言、指導するものとする。この場合において、相談者から要請があったときは、相談員等が相談者と同行する等して、上司の理解ある措置が講ぜられるよう取計らうこと。

4 相談事務の引継ぎ

相談員等は、指名変更その他の理由により相談ができなくなったときは、後任者に継続中の相談事務を確実に引継がなければならない。

5 記録の作成及び保管

- (1) 相談事項の記録は、相談員等が相談処理状況報告書を作成するについて必要最少限度にとどめるものとする。
- (2) 相談員等は、上記の記録の保管については特に慎重を期すること。